



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040
 URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



株式会社 MyRefer が行った「コロナ禍の転職意向調査」(従業員数 30 名~1,000 名以上の会社の従業員 1,000 名)によると、コロナ禍において、転職を考える人が増えており、回答者の8割近くが「転職を考えた」としています。理由としては、①「会社や事業の将来性に不安を感じた」(53.6%)、②「働き方を変えたい」(42.4%)、③「自分のキャリアを見つめ直した」(36.4%)が上位でした。会社や事業の将来性に対する不安や、働き方についての価値観の変化から、転職を考える人が増えたと言えます。調査では、転職を考えた人のなかで、実際に転職をした人は1割程度でしたが、いずれは実行に移そうと考える転職予備軍が一定数いるとも読み取れます。転職をしなかった理由は、①「転職活動をすると時間と手間がかかる」(39.9%)、②「最終的な転職の決め手に欠けた」(32.2%)、③「入社後の働き方や仕事へのイメージがつかない」(21.1%)でした。では、自社の離職を防ぐには、あるいは転職先として選ばれるためには、どのようなことに留意すればいいのでしょうか?まずは、転職を考えた理由に対処することです。つまり、自社のビジョンを明確に伝える、労働者の働き方の希望やキャリアプランを把握し、それに応えていくこと等が考えられます。人材確保のために何ができるのか、考えてみてはいかがでしょうか。

最低賃金の引上げ

◆最低賃金、全国平均 930 円に引上げ

今年度の最低賃金の改定額が、全都道府県で出そろいました。

今年度の最低賃金は、引上げ額の全国加重平均 28 円増額で 930 円となり、これは過去最大の上げ幅となりました。最も高い東京都は 1,041 円ですが、今回初めて、全ての都道府県で 800 円を超えることとなります。

10 月から適用されるこの新しい最低賃金は、**兵庫県では一昨年と同じく 28 円引き上げの 928 円**、大阪府で同じく 28 円引き上げで 992 円となります。

全国では 7 県で目安以上の引き上げとなりましたが、このうち 5 県は現在全国で最も低い最低賃金の県であり、近隣県と比較した時に低賃金という印象を持たれないよう人材確保も意識した決定と考えられます。

育児休業取得率と法改正の動向

◆育児休業者割合

厚生労働省による、「令和2年度雇用均等基本調査」の結果についてまとめたものをご紹介します。

①女性の育児休業者割合

在職中に出産した女性のうち、令和2年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は 81.6%と、前回調査(令和元年度 83.0%)より 1.4 ポイント低下しました。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は 62.5%で、前回調査(同 77.5%)より 15 ポイント低下しました。

②男性の育児休業者割合

配偶者が出産した男性のうち、令和2年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は 12.65%と、前回調査(令和元年度 7.48%)より **5.17 ポイント上昇し、過去最高**を記録しました。このうち、育休期間が5日未満の取得者の割合は 28.33%でした。

また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は 11.81%で、前回調査(同 3.07%)より 8.74 ポイント上昇しました。

今回、男性の育児休業取得率は過去最高となりましたが、政府が掲げていた令和2年までに 13%にするという目標には届きませんでした。

◆育児・介護休業法の改正

6月に成立した改正育児・介護休業法では、出生後8週以内に最長4週間取れる「出生時育児休業」が、男性の育児休業取得率を上げるものとして注目されています。同法は段階的に施行されますが、ここでは直近の**令和4年4月1日施行の改正点**を紹介します。

①有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件緩和

「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件が削除され、有期雇用労働者は育児・介護休業を取得しやすくなります。ただし、引き続き、雇入れ1年以内の従業員を労使協定の締結により除外することは可能です。

②妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

事業主は、妊娠・出産の申出をした労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事



項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければなりません。

③育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務付け

事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置のいずれかの措置を講じなければなりません。

厚生労働省が「無期転換ルール」で初の実態調査

◆「無期転換」について初の調査

厚生労働省は、「有期労働契約に関する実態調査」の結果を公表し、**有期契約労働者の契約更新が通算5年を超えると無期契約を申し込める権利が発生する「無期転換ルール」**（平成25年4月施行の改正労働契約法より）の実態を初めて明らかにしました。調査は、昨年4月時点で5人以上を雇用している企業5,662事業所と、今年1月時点で労働者6,670人に対してそれぞれ行われたものです。

◆約3割が無期転換申込権を行使

調査結果によると、有期契約労働者を雇用している事業所の割合は41.7%でした。そのうち、平成30～31年度に無期転換ルールによる**無期転換を申し込む権利が生じ、その権利を行使した人の割合は27.8%**、無期転換を申し込む権利を行使せず継続して雇用されている人の割合は65.5%でした。また、無期転換の申込み権を行使した人の割合を事業所の規模別にみると、従業員数が多い事業所になるほど、無期転換の権利を行使する割合が高くなっています。

一方、有期契約労働者に対する調査では、無期転換の希望の有無について「希望する」と回答した人の割合が18.9%、「希望しない（有期労働契約を継続したい）」が22.6%、「わからない」が53.6%でした。無期転換を希望する理由は、「雇用不安がなくなるから」が最も高く、逆に希望しない理由は、「高齢だから、定年後の再雇用者だから」が最も高くなっています。

◆4割が「無期転換ルール」を知らない

有期契約労働者が労働契約法における無期転換ルールに関して知っている内容（複数回答）について、問われた内容のどれか1つでも知っている人の割合は38.5%でした。知っている内容については、「**契約社員やパート、アルバイト、再雇用者など呼称を問わず、すべての**

労働者に適用される」と回答した人は68.9%と最も高く、次いで「契約期間を通算して5年を超えても、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない」が51.9%、「無期転換ルールが適用されるのは、2013年4月1日以降に開始（更新）された、有期労働契約である」が46.0%でした。一方、「無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない」が39.9%と、**4割の人が制度そのものを知らない**ことがわかりました。無期転換ルールの新設から8年経ちますが、制度について十分に認知されているとは言えないのが現状です。今後広くこのルールが周知されることにより、無期転換希望者が増えることも考えられます。会社としてもこの制度を正しく理解しておく必要があるでしょう。

70歳就業時代の人事労務管理に必要なもの

◆65歳以降の雇用・就業に向けた現状と課題の調査

独立行政法人労働政策研究・研修機構では、令和3年6月に「70歳就業時代の展望と課題 ―企業の継続雇用体制と個人のキャリアに関する実証分析―」という報告書を公表しました。65歳以降の雇用・就業機会の拡大に向けた人事労務管理を考える上で参考になるポイントがあります。

◆年齢に関わらない評価と賃金制度が求められる

70歳までの就業確保を義務化する政策がすすめられていますが、**継続雇用が促進されると、各企業は人件費負担を考慮し、高齢従業員の賃金や仕事内容等を工夫する必要に迫られます。**

報告書では、（政策的には）「仮に65歳以降の就業機会の更なる拡大を目標とするなら、**60歳前後で仕事内容や責任を変化させる体制から、変化を伴わない雇用継続のあり方へと変えていくことが重要**である。」とし、効果的なこととして、高齢者に対して「技能やノウハウの継承」という役割を強調しすぎないこと、**年齢に関わらず評価等に即して賃金を決定していく制度を導入**することを挙げています。各企業の労務管理においては、従業員の体力等への配慮や、雇用・就業年齢がこれまでよりも上がることを見据えた、従業員個人とのコミュニケーション促進策が必要になると考えられます。

<事務所からのご案内>

■助成金相談会

ご好評につき、先月に引き続きまして「助成金相談会」を実施いたします。

【日時】9/17（金） 9/28（火） 各時間

【場所】神戸事務所 7F / 姫路事務所 2F